

梨共発第 494 号
平成 25 年 5 月 8 日

各所属所長 殿

山梨県市町村職員共済組合
理事長 宮島雅展
(公印省略)

公費負担医療費助成制度の実施状況及び公費負担医療受給者の報告並びに
高額療養費に係る市町村民税非課税者等の報告について(依頼)

本組合では、組合員及びその被扶養者が病気や負傷等により保険医療機関等を受診した際、窓口で支払った金額(自己負担額)が 25,000 円を超える場合はその超えた金額を一部負担金払戻金又は家族療養費附加金(以下「払戻金等」という。)として給付しています。

しかし、受診者が市町村等で実施する医療費助成制度の適用を受ける者(以下「公費負担医療受給者」という。)である場合は、市町村等から助成が受けられるため、自己負担額がありません。このため本組合では、市町村等からの助成と払戻金等との重複給付を避けるため、公費負担医療受給者に対し払戻金等は給付しないこととしています。

つきましては、払戻金等の適正な支給を行うため公費負担医療受給者を把握する必要がありますので、お手数ですが以下の 1～3 の状況について平成 25 年 6 月 5 日(水)までにご報告いただきますようお願いいたします。(該当者がいない場合につきましても、「該当者なし」とご報告をお願いいたします。)

なお、当該調査において取得した個人情報は、払戻金等の適正な支給を行うためのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。本調査の該当者には、同封の「公費負担医療受給者等の報告に係る個人情報の利用目的について」によりご周知くださいますようお願いいたします。また、当該報告について組合員へ周知するよう本組合の共済だより(平成 25 年 5 月号)及びホームページ(<http://www.yamanashi-kyosai.jp/>)に掲載しておりますので申し添えます。

給料月額 424,000 円(特別職:530,000 円)以上の組合員及び被扶養者については平成 25 年 4 月診療分から 33,000 円。

1. 公費負担医療費助成制度の実施状況について(市町村のみ報告して下さい。)

別紙 1 に、条例の写しを添付して報告してください。

2. 公費負担医療受給該当者報告書について(全ての所属所で報告して下さい。)

ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、老人医療費助成制度、その他市町村の独自の医療費助成制度の該当者等について別紙 2 により報告してください。(乳幼児医療費助成制度の該当者は報告する必要はありません。)

3. 市町村民税非課税者等報告書について（全ての所属所で報告して下さい。）

本組合から高額療養費を給付する場合について、通常は組合員・被扶養者が同一の月に同一の病院等に支払った一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合には、当該一部負担金の額から自己負担限度額を控除した額が高額療養費として給付されますが、組合員若しくはその被扶養者が生活保護法の被保護者の場合又は組合員が市町村民税非課税者若しくは生活保護法の要保護者の場合については、上記の自己負担限度額が通常より低い金額である35,400円となります。高額療養費を適正に支給するため該当者を把握する必要がありますので、下記事項にご留意のうえ別紙3により必要証明書を添付して報告願います。

(1) 生活保護法の被保護者・要保護者

生活保護法第6条第1項・第2項に規定する被保護者・要保護者。

(2) 地方税法の規定による市町村民税の課せられない者

市町村民税の所得割及び均等割が課せられない者をいうものであるが、退職手当に係る所得割が課税されているか否かは問わないこと。

市町村の条例による市町村民税を免除された者を含むこと。

市町村民税の賦課期日である1月1日において日本国内に住所地を有しないことにより、同日の属する年度の翌年度の市町村民税が課せられない者については除かれること。

市町村民税の課せられない者に該当するか否かは、市町村長の発行する市町村民税の課税に関する証明書、その他市町村民税の課せられない者に該当することを証明する書類によること。

市町村民税の申告義務がない者で市町村民税の申告をしていないため、市町村長の発行する市町村民税の課税に関する証明書を受けられない場合は、当該証明書を受けられない理由を明記した市町村長の発行する証明書。

4. 公費負担医療費助成制度の該当者・不該当者の追加報告について

本調査の報告後、公費負担医療費助成制度に該当又は不該当となった者がいる場合は、別紙4「公費負担医療助成費助成制度 該当・不該当 報告書」により報告願います。（報告用紙については共済組合のホームページからダウンロードできます。）

後日、公費負担医療受給者であることが判明した場合、それまでに支給した払戻金等を返還していただくこととなります。また、公費負担医療受給者でなくなったことの報告がない場合は払戻金等が支給されないこととなりますのでご注意ください。

担当：健康福祉課 医療担当 保坂・野沢 電話：055-232-7311

この報告は、市町村のみが対象です。一部事務組合
につきましては報告の必要はありません。

別紙 1

公費負担医療費助成制度の実施状況報告書

平成 年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長 _____

次の1～5の医療費助成条例の実施、未実施のどちらかに をし、実施している場合は条例の写しを添付してください。

また、「1．乳幼児医療費助成条例」についてはその助成内容（ ～ ）に をして下さい。

- | | |
|------------------|---------------|
| 1．乳幼児医療費助成条例 | 実施・未実施 |
| 助成内容 | |
| 入院 未就学児を対象 | 通院 5歳児未満を対象 |
| 入院 未就学児を対象 | 通院 未就学児を対象 |
| 入院 小学校3年生まで対象 | 通院 小学校3年生まで対象 |
| 入院 小学生まで対象 | 通院 小学生まで対象 |
| 入院 中学生まで対象 | 通院 中学生まで対象 |
| その他（ _____ ） | |
| 2．ひとり親家庭医療費助成条例 | 実施・未実施 |
| 3．重度心身障害者医療費助成条例 | 実施・未実施 |
| 4．老人医療費助成条例 | 実施・未実施 |
| 5．その他の医療費助成条例 | 実施・未実施 |
| 助成条例名 | |

「障害者自立支援法」など市町村で独自に実施している医療費助成制度について記入して下さい。

公費負担医療受給該当者報告書

平成 年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長 _____

1. ひとり親家庭医療費助成制度該当者について（該当する親及び子を記入）

組合員証番号	組合員氏名	該当者氏名	居住市町村名
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			

2. 重度心身障害者医療費助成制度該当者について

組合員証番号	組合員氏名	該当者氏名	居住市町村名
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			

（裏面に続く）

3 . 老人医療費助成制度該当者について

組合員証番号	組合員氏名	該当者氏名	該当年月日	居住市町村名
-				
-				
-				
-				
-				

4 . その他、市町村の条例において特別に設けられた医療費助成制度該当者について(1 ~ 3 以外の公費負担医療受給該当者についての記入)

組合員証番号	組合員氏名	該当者氏名	居住市町村名
-			
-			
-			
-			
-			

注意事項

- 1) 該当者のいない場合であっても「該当者なし」で報告されたいこと。
- 2) 市町村の場合は該当者の有無に関わらず各制度の条例の写を添付されたいこと。
- 3) 市町村の組合員で所属所の市町村以外に居住している組合員及び一部事務組合の組合員については居住市町村名を記入されたいこと。
- 4) 任意継続組合員についても記入されたいこと。
- 5) 今年度から該当する者又は今年度から該当を外れる者については、別紙 4 の提出も併せてお願いしたいこと。

市町村民税非課税者等報告書

平成 年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長

1. 組合員若しくは被扶養者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、又は、組合員が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

組合員証番号	組合員氏名	該当者氏名	被保護者・要保護者
-			被保護者・要保護者
-			被保護者・要保護者
-			被保護者・要保護者

2. 組合員が地方税の規定による市町村民税が課せられない者（平成25年度）

組合員証番号	組合員氏名
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	

注意事項

- 1) 該当者のいない場合であっても「該当者なし」で報告されたいこと。
- 2) 任意継続組合員についても記入されたいこと。
- 3) それぞれ必要証明書を添付されたいこと。

平成 25 年 5 月 8 日

公費負担医療受給者等報告該当者 様

山梨県市町村職員共済組合
理事長 宮島 雅展
(公印省略)

公費負担医療受給者等の報告に係る個人情報の利用目的について

本組合では、組合員及びその被扶養者が病気や負傷等により保険医療機関等を受診した際、窓口で支払った金額（自己負担額）が 25,000 円 を超える場合はその超えた金額を一部負担金払戻金又は家族療養費附加金(以下「払戻金等」という。)として給付しています。

しかし、受診者が市町村等で実施する医療費助成制度の適用を受ける者（以下「公費負担医療受給者」という。）である場合は、市町村等から助成が受けられるため、自己負担額がありません。このため本組合では、市町村等からの助成と払戻金等との重複給付を避けるため、公費負担医療受給者に対し払戻金等は給付しないこととしています。

また、自己負担額が著しく高額である場合、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として給付いたしますが、組合員若しくはその被扶養者が生活保護法の被保護者の場合又は組合員が市町村民税非課税者若しくは生活保護法の要保護者の場合（以下「市町村民税非課税者等」という。）は自己負担限度額が通常より低い金額である 35,400 円となります。

このため払戻金等及び高額療養費を適正に支給するためには、公費負担医療受給者及び市町村民税非課税者等を把握する必要があり、該当者について各所属所を通して報告していただくこととなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当該報告で取得した個人情報については以下の利用目的以外には利用しないことを申し添えます。

給料月額 424,000 円（特別職：530,000 円）以上の組合員及び被扶養者については平成 25 年 4 月診療分から 33,000 円。

利用目的

- ・ 共済組合からの払戻金等と各医療費助成制度との重複給付を未然に防ぎ、払戻金等の適正給付を行うため。
- ・ 市町村民税非課税者に係る高額療養費を適正に支給するため。